

7 タイにおける1990年代の裁判制度改革

今 泉 慎 也

- I はじめに
- II 憲法裁判所
- III 行政裁判所
- IV 司法裁判所
- V まとめ

I はじめに

近年、多くのアジア諸国においても司法制度改革が進められつつあるが、その基本的な課題は多くの国で共通している。経済発展などに伴う訴訟数の増加や訴訟遅延問題の深刻化、紛争内容の専門化・複雑化といった問題に対応するため、迅速かつ適正な紛争処理を実現することが求められている。政治的・経済的背景から見ると、司法制度改革を促してきた諸要因は次の2つの視点から整理することが有益である⁽¹⁾。第1は、民主化に伴う制度改革の一つとしての司法制度改革である。1980年代後半から多くのアジア諸国において民主化運動が起こり、権威主義体制の崩壊が見られた。民主化後は民主主義の定着、安定化のため、政治・行政に関わる制度改革が課題となり、その手段として司法審査ないしは裁判的統制の強化が重視された。たとえば、多くの国で違憲審査制、行政訴訟制度の創設・強化が行われた⁽²⁾。また、司法の独立を確保し、その権限を強化する一方で、司法の規律、効率性

を高める改革も必要であり、司法行政、法曹制度、刑事司法の改革や弾劾制度の整備が行われた。特に司法府が権威主義政治を正当化する役割を果たした国や、裁判所における汚職・腐敗問題が深刻な国では、司法府の体質改善が民主化の重要な前提となった。

第2は、制度的なインフラ整備としての司法制度改革である。開発途上国にとって、紛争処理制度は経済インフラとしての意義を持っている。外資導入を梃子とする輸出産業の育成によって経済発展を実現してきた東アジア諸国においては、外資規制の撤廃や投資優遇措置の供与などの投資環境整備が重要な課題とされてきたが、近年は紛争処理制度が投資環境としても重視されつつある。とりわけ1997年の経済危機後、国際通貨基金（IMF）は支援の条件として各国に多くの制度改革を求めたが、経営破綻した企業の再建・倒産処理のための倒産法制改革、民事紛争処理の迅速化（少額事件手続、調停制度、ケースマネジメントの改革等）が重要な項目となった⁽³⁾。また、体制移行諸国においても、市場メカニズムの導入に対応した司法制度の確立と法曹の育成が急務となっている。

本稿で取り上げるタイの司法制度改革も、民主化および経済の国際化または経済危機という2つの流れから捉えることができる（表1参照）。

タイは1932年の立憲革命によって立憲君主制へと移行し、議会制民主主義が開始されたが、その後の政治状況から軍人グループが政治的な実権を握る権威主義政治が続いてきた。学生運動が軍事政権を倒した1970年代の民主化運動は短命に終わったが、1980年代を通じて民主化が漸進的に進められてきた⁽⁴⁾。反政府デモに軍が発砲し多数の死傷者を出した1992年5月の流血事件を契機として政治改革⁽⁵⁾が唱えられ、一連の憲法改正と諸制度の改革が進められてきた。

政治改革において重視されたのは、国民の政治参加の拡大と政治・行政の監督・統制のためのメカニズムの確立であった。政治改革の成果である1997年憲法は、本稿で紹介する憲法裁判所、行政裁判所を新設したほか、憲法上の独立機関として、国家人権委員会、国会オンブズマン、選挙委員会、国家汚職防止取締委員会、会計検査委員会を設置した。また、1997年憲法は、政

治家および公務員の不正・汚職問題への取組みも重視し、憲法第10章「国家権力行使の審査」は、一定の政治職・公務員を対象とする(1)資産公開、(2)弾劾制度、(3)政治職在職者の刑事訴追を定めた。国家汚職防止摘発委員会が、これらの手続について調査・報告を行うほか、裁判所がこれら手続に関与している。たとえば、資産公開に関する違反事件については憲法裁判所が審査を行うことになっている。汚職政治家の特別の刑事訴追については、最高裁判所に設置される「政治職在職者刑事事件部」に専属の管轄権を与えている(判決は終局的)。また、上院が弾劾裁判所となる弾劾手続は、首相、大臣、国会議員のほか、憲法裁判所裁判官、最高裁長官、最高行政裁判所長官、その他の裁判官も対象となっている。このほか、冤罪事件などへの反省から人権保障の強化のため刑事司法改革も行われた。

1997年憲法による改革とは別に、1990年代は経済社会の変化に対応した司法制度改革が試みられてきた。WTO 協定発効や先進諸国との貿易摩擦の発生からアジア諸国に対しても貿易自由化・規制緩和の圧力は強まった。たとえば米国は知的財産保護のエンフォースメントの強化のため、国内制度のあり方にも改善を求めた。1996年の知的財産国際取引裁判所の設置は、こうした動きに対応するものであった。また、1999年に創設された破産裁判所は、経済危機後のIMFによる支援の条件とされた倒産法制改革の一環として行われたものであった。これら専門裁判所は、補助裁判官として外部専門家の活用など興味深い特徴を持っていて、タイにおける司法制度改革の主要な手法となっている。IMFの指導の下で民事訴訟手続の改革(民事訴訟法典の改正による少額訴訟事件、欠席裁判等の規定)が行われたほか、現在も調停制度⁽⁶⁾、ケースマネジメントの改善⁽⁷⁾が進められている。

本稿の目的は、東アジア諸国における司法制度改革の例としてタイを取り上げ、その司法制度改革の全体像を素描することにある。まず1997年憲法で新設された憲法裁判所(第Ⅱ節)および行政裁判所(第Ⅲ節)について、その背景、特色および活動状況について概観する。従来の司法裁判所とは完全に独立の行政裁判所が創設されたことによって、タイの裁判制度は従来の一元的な制度から二元的な制度へと大きく変化したこと、行政裁判所裁判官と

いう新たな職団が形成されたことを紹介する。第IV節では、既存の司法裁判所について、1990年代の主な改革に言及しながら、その基本的な枠組みを概観する。

II 憲法裁判所

1 背景

タイでは、1946年憲法以来、憲法裁判機関として憲法裁判委員会が設置されていた⁽⁸⁾。委員構成や権限は憲法によって異なったが、最高裁長官、検事総長、国会議長等の職務上の委員、および有識者のなかから国会によって任命される委員によって構成されるのが一般的であった。憲法裁判委員会による違憲審査には、通常裁判所が事件に適用すべき法律の違憲審査を求める場合（具体的審査）や、国会が可決した法律案で国王がまだ裁可していないものについて国会議員、首相がその違憲審査を求める場合があったほか、法令の違憲審査以外の権限も認められていた。憲法裁判委員会は、欧州型の憲法裁判所に類似した組織や権限を有していたが、1946年から1991年までに行った裁定が13件で、そのうち違憲判断は5件にとどまるなど、その活動は決して活発なものではなかった。下院議員の任期満了や解散による総選挙が行われるたびに新たに憲法裁判委員会が任命されたため、その継続性・独立性の点で憲法裁判委員会制度は大きな問題があった。そこで、1997年憲法では、従来のように国会によって任命される「政治機関」ではなく、常設的な「裁判所」として憲法裁判所が構想された⁽⁹⁾。

2 憲法裁判所の構成

1997年憲法によって創設された憲法裁判所は、上院の助言に基づき国王によって任命される15人の裁判官によって構成される。憲法裁判所裁判官は次に掲げる者のなかから選出される。(1) 最高裁判所裁判官5人（裁判官会議における投票によって選出）、(2) 最高行政裁判所裁判官2人（同）、(3) 法律

学有識者5人および(4)政治学有識者3人である。(3),(4)の裁判官は、憲法で設置される憲法裁判所裁判官選出委員会が作成する名簿に基づき上院での投票によって選出される(憲255-258条)。(3),(4)の裁判官の資格要件は、タイ国籍、年齢45歳以上などのほか、大臣、憲法上の独立機関の委員等、官庁の局長以上、大学の教授以上の職務経験などが必要とされている。裁判官の独立を確保するため、任期は9年とされ、再任は認められない(憲259条)。また、憲法裁判所事務局も独立の機関とされている(憲270条)。

3 憲法裁判所の権限と活動状況

表2は、憲法裁判所の権限を一覧にしたものである。憲法裁判所は、その中核的な役割である法律等の違憲審査だけでなく、多様な審査権限を有している。憲法裁判所は、1998年から活動を開始し、2002年末までに167件の裁定を行った。以下、主要な手続について概観する。

(1) 法律等の違憲審査

まず、法律等の違憲審査について見ると、裁定の数が最も多いのは通常裁判所から付託された事件である。憲法第264条は、通常裁判所がある事件に法律の規定を適用する場合に、当該規定が憲法に違反または抵触すると当該裁判所が認めるか、または当事者が争うときは、当該裁判所は憲法裁判所に意見を付託してその審査を求めると定める(具体的審査)。この場合、憲法裁判所の裁定が出るまで通常裁判所における審理は停止される。違憲判断が出た場合、当該事件だけでなくすべての事件に適用される(対世的効力)が、確定判決には影響しない(憲264条③)。この手続について55件(2002年末現在、以下同じ)の裁定が下されたが、違憲判断を示したものはまだない。内容としては刑事事件が多いが、民事事件において経済危機の際に実施した政府による金融機関の閉鎖命令・国有化に関して財産権保障などの観点から違憲審査を求める訴えが特に2002年に多かった。

第2に、憲法262条によれば、国会が可決した法律案または憲法関連法案⁽¹⁰⁾で国王がまだ裁可していないものにつき、憲法に違反もしくは矛盾

し、または憲法に従って正しく制定されなかったと認めるときは、国会議員（通常法律案については現有国会議員総数⁽¹¹⁾の10分の1以上、憲法関連法案については20人）は各院議長を通じて、または首相は憲法裁判所に付託することができる（抽象的審査）。違憲とされた場合に当該法律案等は廃案となる。この手続についてこれまでに10件の裁定があったが、違憲判断を示したものは立法手続の瑕疵を理由とする1件である。

同様に、国会で承認される前の緊急勅令について、緊急勅令制定の要件である「国の安全、公共の安全、経済的安定に有益」または「公共の危難の防止」（憲218条①）を満たしているかについて、国会議員（各院の現有議員総数の5分の1以上）は各院議長を通じて憲法裁判所に審査を求めることができる（憲219条）⁽¹²⁾。

また、第198条は、国会オンブズマン⁽¹³⁾が法令・規則、公務員等の行為の「合憲性に関する問題」を憲法裁判所に審査を求めることができるとする。これまでに4件の裁定があり、違憲判断は1件である（選挙委員会規則の無効）。

（2）法律等の違憲審査以外の権限

法律等の違憲性審査以外の権限としては、第1に、第266条により憲法上の機関が権限に関して憲法の解釈を求めた事件が27件ある。新憲法の実施にあたって生じた問題の処理を内容とするものが多かったが、違憲判断を示した事件が2件ある（選挙委員会決議の無効、および選挙委員任命の無効）。

第2に、憲法は下院議員の政党への所属を義務づけるとともに、議員が政党間を渡り歩くことを制限した。政党の決議によって下院議員が政党から除名された場合に議員は失職するが、当該議員は118条によりその決議が「議員としての地位及び職務遂行に反し」または「国王を元首とする民主政の基本原則に違反又は矛盾」（憲47条③）する性質を有するか否かにつき、憲法裁判所に審査を求めることができる。決議の違憲性が認められた場合には当該議員は他の政党への移籍が認められる（2件）。

第3に、第295条は、資産公開制度に関する違反（未提出または虚偽申告）

について、失職と5年間の公職就任禁止を定め、違反の有無について憲法裁判所に審査させている（憲295条）。この手続はこれまで19件（違反認定は17件）あり、不適格な政治家の排除に貢献してきた。しかしながら、2001年8月のタクシン首相の資産公開虚偽申告事件では、憲法裁判所は、虚偽の申告であると認定したが故意とは言えないとして無罪判決を下した。この決定は政治判断を優先させたという批判を受けた。

最後に、政党に関する憲法関連法に基づく政党解散命令事件は46件あり、その比率は小さくない。これは政党解散手続に憲法裁判所を関与させたもので、選挙で議席を得られなかった政党の解散など大半は争いのない事件である。

(3) 小 括

以上のように従来憲法裁判委員会に比べて憲法裁判所の裁定は増えていて、1997年憲法の実施に大きく貢献してきたと言える。しかしながら、違憲判断を示したものは5件にとどまっている上に、その対象も選挙委員会の決議・規則や、選挙委員の任命、立法手続の不備に関するものである。本来は憲法裁判所は人権保障分野での役割も期待されているが、現段階ではまだそうした成果は見えてこない。今後、人権委員会、オンブズマン、行政裁判所といったメカニズムを通じて、沈潜している人権問題が掘り起こされていくなかで、憲法訴訟レベルでも人権保障の問題も顕在化していくことが期待される。

他方、タイの憲法裁判所の「導入期」の経験は、開発途上国における憲法裁判所の意義として政治過程の整序という役割が重要であることを示唆しているように思われる。タイにおいては、経済危機以後、政府はIMFの監督の下で経済再建策をとったが、野党や保守的な立場をとる上院議員は、改革を目的とする緊急勅令や法律案に対して違憲審査を積極的に提起した⁽¹⁴⁾。こうした立場から提起された申立には、「IMFとの趣意書 (letters of intent) が条約に該当するが、国会の承認を得ていない」あるいは「立法が外国からの圧力によって行われた」といった主張など、政治的メッセージ性

は別として、必ずしも請求根拠や理由が明確でないものが含まれた。憲法訴訟に慣れていないという事情のほかに、政治的なアピールの場として憲法訴訟が利用されていたことが伺える。こうした利用について濫用という批判もあり得るが、むしろここで着目したいのは、申立てを行った当事者の意図とは裏腹に、憲法裁判所が個々の争点に明確な判断を示したことが当該争点の政治的アピール度を失わせ、政治の焦点が他の問題へと移行するのを促す効果があったのではないかということである。憲法裁判所の存在によって、議会政治が出口のない論争に終始して身動きがとれなくなる事態を回避することは、開発途上国における憲法裁判所の機能として、評価していくことが可能ではないかと考えられる。

III 行政裁判所

1 背 景

タイの裁判制度改革における最も重要な改革は、行政裁判所の設置による二元的な裁判制度⁽¹⁵⁾への移行であった。その背景には、近代化過程において折衷的な法継受を行ったタイは、とりわけ公法分野でフランス法の影響を受けたほか、民主化運動のなかで行政裁判所が民主化を進めるための重要なメカニズムの一つとして位置づけられたことがある。

人民党の文官派のリーダーであったプリーディー・パノムヨン（1900-1983：1949年海外亡命）は、政治指導者として諸制度の改革を行ったほか、現在のタマサート大学を創設し、自ら法律学の講義を行い多くの著作を残すなど、法律学にも大きな足跡を残している⁽¹⁶⁾。プリーディは、行政裁判所の設置はフランスによる新たな介入を招くとして、行政裁判所に代わり法制委員会（英文名称 Council of State）内に不服申立委員会を設置し、そこで国民と行政機関との間の紛争を処理させることとした⁽¹⁷⁾。この委員会は裁判所ではなかったが、フランスの行政裁判に準じた手続を採用した⁽¹⁸⁾。ただし、委員会の決定は首相に対する勧告としての効力しかなく、決定の実現は首相

の一般的監督権限に基づく行政機関に対する命令によって担保されるにすぎなかった。法制委員会は、コンセユ・デタをモデルとする組織で法律案の起草などを行ったほか、大学法学部とともに公法学の重要な拠点となった⁽¹⁹⁾。行政裁判所創設は公法学者および法制委員会を中心として長年温められてきた構想であった

1970年代の民主化運動期に制定された1974年憲法は、司法裁判所とは別に行政裁判所、労働および社会分野の裁判所を設置することを定めた。76年のクーデタで1974年憲法は廃止され、この規定は次の1978年憲法では残らなかったが、労働裁判所は1979年に法律によって実現した。労働裁判所設置法の制定過程においては、ドイツの労働裁判所と同様に司法裁判所とは独立の裁判所とすべきであるという主張があったが認められず、司法裁判所の一部となり、現在にいたっている⁽²⁰⁾。

行政裁判所構想が具体化するのには、民主化が進展した1990年代のことである。1991年憲法の1995年改正で行政裁判所に関する規定が復活したが、その帰属については明記しなかった。行政裁判所を司法裁判所の一部とするか独立の裁判所とするか、をめぐって激しい議論が繰り返された。独立派は、法制委員会の下に行政裁判所をおく案を主張したが⁽²¹⁾、これには司法裁判所裁判官が強く反対した⁽²²⁾。この論争の結果、行政裁判所を司法裁判所とは独立とするが、法制委員会の下におかないこととなった。1997年憲法では、行政裁判所は司法裁判所とは独立の系統とすることが明記され、権限、手続についても規定がおかれている。1999年に行政裁判所設置法及び行政事件手続法（2002年改正。以下、行政裁判所法）が制定され、これに基づき行政裁判所は2001年から活動を開始している。

2 行政裁判所の組織・権限

行政裁判所は、最高行政裁判所と第一審行政裁判所の二審制である。憲法は控訴行政裁判所を設置することができると定める。最高行政裁判所はバンコクに1カ所設置されている。第一審行政裁判所は、バンコクに設置される中央行政裁判所と地方に設置される地方行政裁判所に分かれる。地方行政裁

判所の設置は法律による。地方行政裁判所についてはまず主要都市16カ所設置する予定となっている（行94条）。2002年10月1日現在、チェンマイ、ナコンラーチャシーマー、ソンクララー、コーンケーン、ピサヌロークの5都市に設置されている。所管する地方行政裁判所がまだ設置されていない地域については中央行政裁判所が所管する（行8条③）。

行政裁判所が管轄権を有する事項（行政事件）として、行政裁判所法第9条は次の6つを定める。

第1は、行政機関または公務員の違法行為に関する争訟で、（1）無権、権限踰越または法律に反する行為、（2）法律の重要部分である様式、手順または手続に反する行為、（3）悪意を以て行った行為（権限濫用）、（4）不公正な差別、（5）不要な手続または不合理な負担を生じさせること、（6）裁量の不当な行使に関連するものである。行政命令、規則その他の行為によるかを問わない。

第2に、行政機関または公務員の職務の懈怠または職務遂行の不合理な遅延に関する争訟。

第3に、上記1、2に関して行政機関または公務員の不法行為または他の責任に関する争訟。

第4に、行政契約に関する争訟。

第5に、私人に一定の行為・不作為を強制するため、法律の定めにより裁判所に提起しなければならない事件⁽²³⁾。

第6に、法律の定めにより行政裁判所の管轄とされている争訟⁽²⁴⁾。

このほかに憲法198条は、国会オンブズマンは法令・規則、公務員等の行為について違憲であると認めるときは、憲法裁判所または行政裁判所に付託することができるとする。

行政裁判所の権限外とされている事項として、（1）軍の規律に関する執行、（2）司法裁判所司法委員会の執行、（3）司法裁判所の専門裁判所が管轄権を有する事件がある（行9条②）。専門裁判所は、後述するように司法裁判所に帰属するが、その設置法により関係分野の行政機関の裁定に対する不服の訴えについて管轄権を有している。行政裁判所が設置された後も、各専

門裁判所が管轄権を有することとされた。

最高行政裁判所は、第一審行政裁判所の判決・命令に対する上訴事件のほか、行政機関である紛争裁定委員会の裁定に対する不服申立事件や、その他最高行政裁判所の権限と定められている事件を扱う。

2002年末における事件数は表3および表4の通りである。

多角的な裁判制度への移行が、どのようなコンフリクトを生じさせるのか、そしてそれがどのような形で解消されていくのか注目されるが、判例の検討を含めて別の機会に譲りたい⁽²⁵⁾。

3 行政裁判所裁判官の創設

行政裁判所裁判官の任命は、行政裁判所司法委員会の承認を得て、国王によって行われる。行政裁判所司法委員会は、最高行政裁判所長官と他の裁判官等によって構成される。これは、司法裁判所についても同様である。

行政裁判所裁判官の資格要件としては、(1) 年齢（第一審裁判所：35歳以上、最高行政裁判所：45歳以上）、(2) 法律学、政治学、行政学、経済学、社会学に関するまたは行政に関する有識者であること、(3) 一定の職務経験、などがある。たとえば、最高行政裁判所裁判官の場合、行政官ならば局長以上、司法裁判所裁判官ならば最高裁判所裁判官以上、大学については教授以上など各セクターについて必要な職務経験が定められている。最初に任命された最高行政裁判所の裁判官15人（長官は、元法制委員会事務局事務総裁のアカート・チュラーラット氏）について、その職歴を見ると、行政官経験者6人、司法裁判所裁判官経験者5人、検察官経験者1人、軍事裁判所裁判官経験者1人、法学者2人（うち1人は閣僚経験あり）である。また、専門分野を見ると13人が法律家（法学部出身）であり、残り2名が政治学部卒の官僚である。

行政裁判所設置に伴う問題は、行政裁判所裁判官という新たな職団の創設である。従来、司法裁判所においては当事者主義的な訴訟手続が行われてきたのであり、今回採用された職権主義的な裁判手続は、タイの法律家層にとってもあまり知られていないため、行政裁判所が実効的に機能するために

は、裁判官の採用・研修が重要な課題となった。

行政裁判所裁判官は2000年から募集が開始されたが、司法裁判所の裁判官と同様に給与水準が高く独立性も高いため、多くの法律家を引きつけている。弁護士、検察官、省庁の法規課長等の官僚が行政裁判所裁判官へと移った。地方行政裁判所の増加を今後予定しているため、行政裁判所裁判官の数はなお不足しているが、短期間に増やすことは難しい状況にある。これまで法律家の間で公法はあまり重視されてこなかったため、知識・経験のある人材が少ないことや、司法裁判所裁判官と異なり行政裁判所には裁判官補の制度がないため、選任にあたってはより厳格な審査を行う必要があるためであるという。中央行政裁判所には65人の裁判官、地方行政裁判所には裁判所所長を含めそれぞれ約7人の裁判官がいる。

行政裁判所は、フランスの行政裁判所と同様の手続を採用し、論告担当の裁判官がおかれる。弁護士も認められる。司法裁判所では当事者主義が採用されているため、職権主義あるいは糾問主義はタイではこれまで馴染みなかった。従来の法制委員会不服審査委員会の活動を支えてきた大学教授、法制委員会職員、退職した官僚、検察官が行政裁判所裁判官の中心的なメンバーとなり研修活動を行っている。フランスの行政裁判所は、研修等のためフランス人裁判官の派遣などの支援を行っている。

IV 司法裁判所

司法裁判所についても、(1) 1997年憲法による改革と(2) 経済の国際化、経済危機への対処するための改革が同時に進行しつつある。1997年憲法による改革として、司法行政、刑事司法、裁判官制度の改革を概観する。また、経済社会の変化への対応として専門裁判所の特色を概観する。

1 司法裁判所制度の組織

(1) 通常裁判所

タイの司法裁判所は、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所の三審制を

とっている。最高裁判所はバンコクに1カ所設置されている。控訴裁判所は、バンコクにある控訴裁判所と全国9つの管区ごとに設置される管区控訴裁判所がある。第一審裁判所は全国に185カ所あり、地方については県裁判所と簡易裁判所がある。首都バンコクについては民事裁判所、刑事裁判所、南バンコク民事裁判所、南バンコク刑事裁判所、トンブリー民事裁判所、トンブリー刑事裁判所がある。

『司法裁判所年報2001年版』によれば、2001年10月1日現在で、裁判官数は3,169人（女性は623人）で、そのうち年功裁判官（後述）は135人（女性5人）、裁判官補は172人（女性82人）となっている。審級別では、最高裁が85人、控訴裁341人、第一審裁判所が2,489人となっている（事務局長等の役職にある裁判官を含まない）。

前述の行政裁判所が大陸法型の職権主義・糾問主義を採用するのに対して、司法裁判所は当事者主義⁽²⁶⁾を採用している。

(2) 専門裁判所

経済の国際化に伴う知的財産国際取引裁判所の設置や、経済再建のために破産裁判所の設置など、「専門裁判所」は、経済社会の変化に対応した司法制度改革のための重要な手法となっている。現在、少年家族裁判所（1991年）⁽²⁷⁾、労働裁判所（1979年）、租税裁判所（1985年）、知的財産国際取引裁判所（1996年）、破産裁判所（1999年）の5種類の専門裁判所が設置されている。専門裁判所は司法裁判所に所属する第一審裁判所である。

専門裁判所の設立の目的は、それぞれの裁判所が管轄する紛争が特別な性質を有することから、裁判の迅速性、効率性、適切性等を理由として、当該分野の知識を有する裁判官および外部の専門家を補助裁判官として裁判にあたらせるほか、当該事件に適した手続を採用するものである。具体的な権限や手続は各専門裁判所によって異なるが、ほぼ共通する特徴としては次のようなものがある。

第1の特徴は専属管轄権である。当該分野の事件について専門裁判所だけが審理および裁判をすることができ、他の第一審裁判所は管轄権を持たない

(移送等は可能)⁽²⁸⁾。ただし、少年家族事件については、県裁判所に設置される少年家族事件部も管轄権を有する。

第2に、専門裁判所の判決・命令に対する上訴は、控訴裁判所ではなく、最高裁判所に行われる（ただし、少年家族裁判所からは控訴裁判所に対して上訴）。最高裁には、各専門裁判所に対応した裁判部が設置されている。

第3に、専門裁判所のうち、労働裁判所、少年家族裁判所および知的財産国際取引裁判所においては、職業裁判官に加えて外部の専門家が補助裁判官として裁判に参加している。補助裁判官は、通常裁判官と同様に国王によって任命されるが、非常勤であり若干の手当が支給されるにすぎない。専門裁判所によって、資格要件、選任手続、法廷における補助裁判官の数は異なっている。実際には、少年家族裁判所の補助裁判官は当該地域における教育関係者、退職した公務員、地方の実業家などが任命されている⁽²⁹⁾。労働裁判所では、労働組合側の代表と使用者側の代表から選任され、裁判において職業裁判官と労働者側、使用者側の補助裁判官各1人が法廷を構成する⁽³⁰⁾。知的財産国際取引裁判所では、知的財産法専門の大学教員、企業法務経験者等が選任されている。法律上は職業裁判官と補助裁判官との間で権限の差異は明確になっていないが、実務では専ら職業裁判官が審理進行、判決作成等においてイニシアティブをとり、補助裁判官が助言的な役割を果たしている。

第4に、専門裁判所における訴訟手続については、管轄する事件の性質に適した訴訟手続を行うため、各専門裁判所の設置法に特別の規定が定められている。また、各専門裁判所が独自の手続規則を採択することが認められていて、民事訴訟法典は補充的に適用されている。

2 司法裁判所の改革

(1) 司法省と司法裁判所の分離

タイの法制度の近代化は、1891年に司法省が設置され、それまで多くの省の下に分散していた裁判所を統合したことに始まる。それ以来、司法省の下に司法裁判所が帰属するという体制は100年にわたって続いてきた。1997年

憲法は、司法の独立の強化という観点から、司法裁判所と司法省を分離することとし、実際には2000年に分離が実施された。

従来の制度の下でも司法裁判所は実質的に独立性を確保していたため、実際にはこの分離は司法裁判所にはそれ程影響を与えなかったと考えられる。たとえば、従来から裁判官の任免等は最高裁長官などで構成される司法委員会の承認が必要とされていたほか、司法省の大半のポストは裁判官が占めていた。

司法裁判所の事務局として機能していた司法省に代わって、新たに司法裁判所事務局が設置され、司法省の人的・物的資源の多くが司法裁判所に移転した。このため、司法省は、組織的にも人的にも大きく変容した。人的な側面では、裁判官で司法省に残った者は少数であり、裁判官に代わって検察官など他機関の法律家が司法省に移った。

権限、人的資源の面で大幅に縮小された司法省はその方向性を模索してきたが、2002年10月に行われた抜本的な省庁再編のなかでいくつかの局が新設され、司法省の今後の方向が見え始めてきている。従来の矯正局、執行局等に加えて、人権保障に関わる分野として、権利自由保護局、子ども少年監護保護局、また、経済犯罪、組織犯罪への対応として、特別捜査局、麻薬取締委員会事務局が創設されている。

(2) 刑事司法改革

1990年代には冤罪事件など刑事司法の信頼を失わせる事件が起こり、刑事司法のあり方が大きく問われたことなどを背景に1997年憲法では刑事司法に係わる改革も行われている。

第1は、令状主義の徹底がある。従来タイでは上級警察官が令状を発することが認められ、警察は裁判所の令状を求めることなく逮捕や捜索を行うことが出来た。今回の憲法改正では、「裁判所の命令または令状」によるべきことを明らかにした（憲237条）。

第2に、裁判所の審理のあり方も批判された。従来も第一審裁判所の法廷は裁判官2人以上で構成されるとされていたが、裁判官の不足などを理由と

して実務では単独裁判官が審理を行うことが日常的に行われていた。また、公判期日ごとに裁判官が異なることが多く、当該事件を審理したことのない裁判官が判決を書くこともあった。こうした裁判実務が冤罪の温床となったと批判された。このため、第236条は、不可抗力の場合を除いて、裁判所の審理においては法廷を満たす数の裁判官がいなければならない、審理しなかった裁判官は判決または裁定を行うことができないと定めた⁽³¹⁾。

この規定の実施のため、裁判官の不足が生じたが、それを補うものとして年功裁判官制度が導入されている。60歳に達した裁判官は年功裁判官として65歳まで勤務することができ、さらに審査に通れば70歳まで第一審裁判所の裁判官として勤務が認められる。年功裁判官は、裁判所長などの役職につくことができない。この制度は上級ポストの人事の停滞を防ぎながら実質的に裁判官の定年延長を図ることができ、また熟練した裁判官を第一審裁判所におくことで事実審の強化にもつながると考えられた。また、新任の裁判官にすぐに裁判を担当させることの弊害を是正するため、裁判所付裁判官の制度も設けられた。裁判所付裁判官は権限が限定され、たとえば単独裁判官として裁判を行うことはできない。

このほかに、憲法に刑事事件の証人の保護・補償（憲244条）、刑事事件の被害者の保護・補償（憲245条）無罪判決を受けた被告人（憲246条）、再審請求（247条）といった規定が設けられたことも注目される。

先に述べた行政裁判所裁判官の創設や、司法裁判所と司法省の分離などの諸改革によって、タイの法律家層は大きく変化している。また、司法裁判所、行政裁判所の裁判官のほか、検察官、官庁内の法律家は、憲法裁判所や他の憲法上の機関への人材の供給源ともなるなど、法律家のキャリア・パスも変化しつつある。

V ま と め

本稿では、タイにおいて民主化の進展や経済発展を背景として裁判制度改革の必要性が高まり、1990年代に多くの改革が試みられてきたことを概観し

てきた。最後に今後の研究の課題をいくつか提示して、本稿のまとめとした。

第1に、憲法裁判所、行政裁判所など新たに導入された制度が実際にどのように機能しているか実証的な検討が必要である。たとえ同じ制度を導入したとしても実際に作動する社会の状況によってその機能、役割は大きく異なってくる。たとえば、行政裁判所は民主化後の重要な制度改革として捉えられているが、ほとんどのタイ法律家にとって職権主義的な裁判は馴染みがなく、また、新たに任命された「行政裁判所裁判官」のほとんどは裁判官経験がない。行政裁判所における先例、慣行および権威が確立されていく過程は、異なる社会間での制度の移植に関する研究素材を提供すると考えられる。

第2に、広い意味での立法過程を解明していくことが必要になる。制度改革において制度選択がどのようにして行われるかという問題は今後のアジア諸国の法整備支援のあり方を考える上でも重要な課題となっている。近年の法・制度改革を見ると、IMF、世銀等の支援条件を契機としていたり、外国人アドバイザーが関与している事例も多いが、外的要因を過大に捉えすぎることは実態の分析として不十分なように思われる。たとえば、タイではIMFのコンディショナリティに従って制定されたとされる破産法改正(1999年)や競争法(1999年)などの一連の立法に対して、当時、野党や保守的な上院議員は「奴隷立法」として攻撃した。しかしながら、実際にはこれら改革は1990年代初頭から官僚を中心として準備が進められていた構想があり、外圧を利用した形で改革が実現した面を持っている。また、国際機関が送るコンサルタントが短期間で構想をまとめたような場合はもとより、外国人の長期専門家が派遣される場合であっても、最終的な法律案をまとめるのは現地の法律家、官僚である。さらに、そうした法律案は議会その他の政治過程において変容していく。このような立法過程を明らかにしていくことが、現地の法制度の特質を明らかにし、法整備支援をより実効性の高いものへと変えていく基礎になると考えられる。

これとの関係において、法継受関係が立法過程における制度選択にどのよ

うな影響を与えるかも知れない重要な論点となろう。一般に植民地経験のある国においては、旧宗主国の法が独立後の法の発展においても重要な役割を果たすことが少なくない。植民地経験がなく折衷的な法経受を特徴とするタイにおいては、こうした関係はあまり明確ではないが、近年の裁判制度改革における公法分野の大陸法指向と司法裁判所における英米法指向という流れを見いだすことができる。しかしながら、特定国のモデルが有力であるとは言え、制度が選択される過程はより複雑である。たとえば、タイにおける行政裁判所の設置は、近代化過程におけるフランス法の影響という要素もあるが、それ以上に民主化運動のアジェンダとして位置づけられたことの影響が大きいと考えられる⁽³²⁾。

- (1) アジア諸国の司法制度改革については、小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』（アジア経済研究所，2002年）；『アジア研ワールドトレンド』（特集 アジア諸国の司法改革）2002年2月号参照。
- (2) 本稿で扱うタイのほか、民主化後に憲法裁判所の設置が行われた国として、韓国、カンボジア、インドネシアがある。
- (3) 経済危機後に IMF の支援の対象となったのは、タイ、韓国、インドネシアである。アジア諸国の倒産法制改革については、『アジア研ワールドトレンド』（特集 アジア倒産法制の新動向）1999年10月号。
- (4) タイの民主化については、末廣昭『タイ民主主義と開発』（岩波新書，1993年）；玉田芳史『民主化の虚像と実像：タイ現代政治変動のメカニズム』（京都大学学術出版会，2003年）参照。
- (5) タイの政治改革は、選挙制度、議会制、政党など狭義の政治機関だけではなく、人権保障、司法審査、不正・汚職防止、地方分権化など統治に関わる多様な内容を含むものであった。
- (6) タイの調停制度については、西澤希久男「タイの不良債権処理と ADR の活用——調停センターの役割を中心として」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』（アジア経済研究所，2003年）参照。
- (7) 筆者が2002年12月に実施した複数の県裁判所へのインタビューでは、いずれの裁判所でも集中審理の導入が行われていたが、すでに1年以上先の2004年の期日の予定が入っていた。集中審理の効果が現れるまで時間がかかるようである。
- (8) 憲法裁判制度については以下の文献を参照した。バンジュート・シンカネート

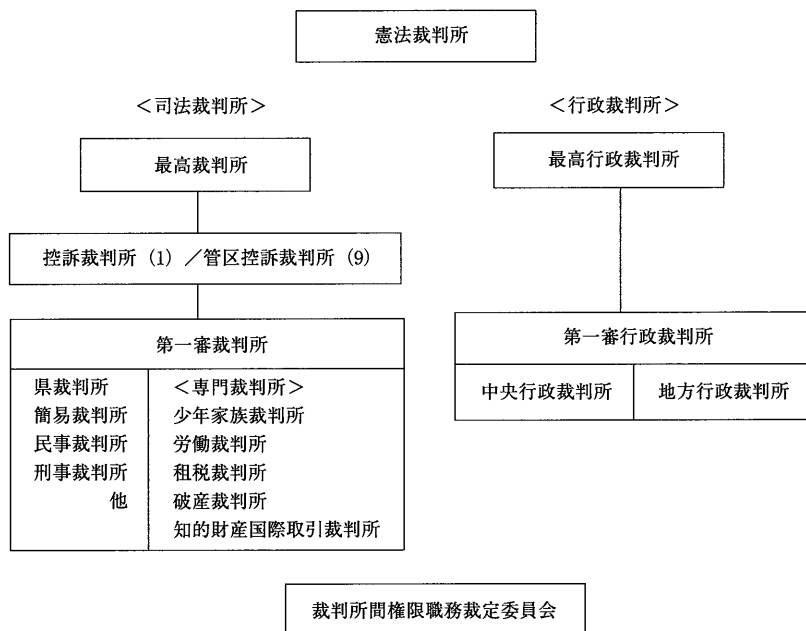
『憲法裁判所に関する一般知識』（Bangkok: Winyuchon, 2002）[タイ語]；憲法裁判所事務局『憲法裁判所 過去・現在・未来』（2001年）[タイ語]；ソムキット・ルー・パイトゥーン『憲法裁判委員会』（Bangkok: Nititham, 1993）[タイ語]。

- (9) 憲法裁判所が従来の憲法裁判委員会と大きく異なるのは、(1) 国王によって任命され、(2) 国王の名において裁判をする点である。1997年憲法は、主権はタイ人民に由来し、国王が国会、内閣、裁判所を通じて行使する（3条）とし、裁判所は、憲法および法律に従い、国王の名で事件を審理および裁判する（233条）と定める。
- (10) 1997年憲法は、憲法に関係する重要な事項については、憲法関連法という法形式によって定めることとした（組織法 organic law）。憲法関連法の立法手続は通常の方法と同様であるが、経過規定によって憲法発効から一定期間内の制定が義務づけられていた。
- (11) 1997年憲法では、議員定数は下院が500人（小選挙区400人、比例代表制100人）、上院が200人（県＝選挙区）である。
- (12) 緊急勅令の審査に関する憲法218条3項は、審査の基準として218条1項にだけ言及するので、同条2項の「急を要する緊急事態」であったか否かについて判断できない（裁定1/2541）。
- (13) 国会オンブズマンは、上院の助言に基づき国王が任命し、3人以下とされる（憲196条）。2002年末現在で2人が任命されているが、いずれも官僚出身である。
- (14) 経過規定により2000年に上院議員選挙、2001年に下院議員選挙が行われるまで、憲法制定時の議員が在職した。
- (15) このほかに管轄権は限定的であるが独立の系統として軍事裁判所が存在するので、正確には多元的制度である。
- (16) プリーディー・パノムヨンについては、村嶋英治「プリーディー・パノムヨン」石井米雄監修『タイの辞典』（同朋社、1993年）、295-296ページ。
- (17) 法制委員会の不服申立委員会の展開については、『カウンシル・オブ・ステート120年史 国政諮問機関から法制委員会まで 仏暦2417年～仏暦2537年』（行政法雑誌特別版）（法制委員会事務局、1994年）[タイ語] 参照。
- (18) 1996年から1997年にかけて筆者は同委員会の傍聴を行った。委員は、大学教授、検察官、元官僚等であり、法制委員会事務局の職員が論告担当官の役割を果たしていた。当時、委員であったウォラポット・ウィスルットビット準教授（現在、中央行政裁判所長）は、将来の行政裁判所の設置に備え、フランス行政裁判所に準じた手続を採用している、と説明した。
- (19) 法制委員会が発行している『行政法雑誌』はタイの公法学の重要な媒体であった。現在は、『憲法裁判所雑誌』、『行政裁判所雑誌』が創刊され、公法分野の研究は多様化しつつある。

- (20) 労働裁判所の独立が求められた理由は、労働事件の特殊性から司法裁判所の裁判官は適切な裁定ができないというものであった。このため、労働裁判所では労使の代表が補助裁判官として審理に参加することとなった。制定過程について、ジャムラット・シェーマジャー『労働裁判所設置及び労働事件手続法』（第2版）（1981年）[タイ語]。
- (21) フランス行政裁判所制度をモデルとした。なお、当時は司法裁判所も司法省の下におかれていた。
- (22) 1996年には一部の裁判官が喪服を着て抗議を示すキャンペーンを行った。
- (23) タイ内水運航法や建物管理法による建造物等の除却・移転など。
- (24) 都市計画法による裁定委員会の裁定に対する不服の訴えがある。
- (25) 裁判所間で管轄権に関する問題が生じたときは、憲法裁判所ではなく、最高裁判官（委員長）、最高行政裁判所長官、他の裁判所の長官及び有識者で構成される裁判所権限職務裁定委員会によって行われる（憲248条）。
- (26) タイでは法曹について試験制度はあるがその後の研修が不十分であるため、実務を行いながら学習していく傾向が強いように思われる。実際の訴訟では手続的な誤りに対して裁判官が若い弁護士や検察官に対して助け船を出すような状況も目にする。が、厳密に言えば当事者主義のあり方として問題であろう。
- (27) 1951年に創設された、子ども少年事件裁判所が1991年に少年家族裁判所に改組された。
- (28) 専門裁判所の設置によって裁判へのアクセスの問題が生じる可能性がある。破産裁判所が設置される前は県裁判所も破産事件の管轄権を有したが、破産裁判所（現在バンコクのみ）が設置されてからは、すべての事件が破産裁判所で取り扱われることとなった。申立人の便宜のため、県裁判所を通じた申立を認めるなどの措置がとられている。
- (29) 補助裁判官は、県裁判所の少年家族事件部でも任命され、近年は増加している。中央少年家族裁判所提供の資料（2002年12月）によれば、少年家族裁判所および県裁判所少年家族事件部は、全国で41カ所あり、そこで任命されている補助裁判官の数は1,515人（うち女性は933人）である。
- (30) 労働裁判所の補助裁判官の選出について、従来は労使団体それぞれが行い、裁判所が関与しなかったため、不適切な者が選ばれる事件が起こった。選出方法について法改正が進められている。
- (31) この規定が補助裁判官を含むかは明確になっていないが、司法裁判所は補助裁判官の増員を行っている。補助裁判官は非常勤であるが、今後は補助裁判官に専念できる人材の獲得が求められる。
- (32) 民主化運動のなかで将来の行政裁判所を担う人材育成が必要だと認識され、公法

を学ぶため積極的にフランス、ドイツへ留学生が送られたという（タマサート大学法学部キッティサック・ポッカティ準教授のご教示による）。フランス、ドイツ政府等は法制委員会や大学法学部から留学生を積極的に受け入れ、こうした動きを支援してきた。欧州で公法を学んだ公法学者や法制委員会職員が、行政裁判所裁判官の中核となっている。

図 タイの裁判所機構



（筆者作成）

表1 タイにおける主な裁判制度改革

1997年憲法による改革

◆憲法裁判所の新設 常任の15人の裁判官(最高裁判官5人, 最高行政裁判所裁判官2人, 法律学有識者5人・政治学有識者3人)。欧州型憲法裁判所。法律等の抽象的・具体的違憲審査等。

◆行政裁判所の設置 司法裁判所とは独立の裁判所系統(フランス型), 行政裁判所裁判官の形成。多元的な裁判制度への移行→裁判所間権限職務裁定委員会

関連法令——行政裁判所設置・行政事件手続法(1999年), 裁判所間権限職務裁定法(1999年)

◆憲法上の独立機関の設置 国家人権委員会, 国会オンブズマン, 国家汚職防止摘発委員会, 選挙委員会, 国家会計検査委員会

関連法令——憲法規定のほか, 各機関の設置法

◆政治職在職者刑事事件 公職の不正・汚職について特別の刑事訴追(政治公務員等を対象)→最高裁に政治職在職者刑事事件部を設置(専属管轄, 終審)

関連法令 政治職在職者刑事事件に関する憲法関連法(1999年)

◆弾劾制度 上院決議(5分の3以上の多数)。国家汚職防止摘発委員会が調査・報告(対象:首相, 大臣, 国会議員, 憲法裁判所裁判官, 他の裁判官, 憲法上の独立機関の委員等)

関係法令——汚職防止取締に関する憲法関連法(1999年)

◆司法行政, 裁判官制度 ①司法裁判所と司法省の分離(司法裁判所事務局の設置), ②年功裁判官(60-65歳。70歳まで延長可)第一審裁判所のみで勤務。

関係法令——司法裁判所組織法(1999年), 司法行政法(2000年), 司法系公務員法(2000年)

◆刑事司法改革 冤罪事件などへの対応。令状主義の徹底。裁判所の合議体の員数の遵守。無罪判決を受けた被疑者・被告人, 証人, 被害者の補償等。

関連法令——憲法8章裁判所第1節総則, 司法裁判所組織法, 刑事訴訟法典改正, 刑事補償法(2001年)

その他の改革

◆専門裁判所 司法裁判所の一部。特色: ①専属管轄, ②補助裁判官としての外部専門家の利用, ③最高裁への上訴, ④特別の訴訟手続, 調停等

関連法令——少年家族裁判所設置・事件手続法(1991年), 労働裁判所設置・手続法(1979年), 租税裁判所設置・手続法(1985年), 知的財産国際取引裁判所設置・手続法(1996年), 破産裁判所設置・手続法(1999年)

◆民事訴訟改革 少額事件手続, 欠席裁判, 集中審理, 調停等。

関連法令——民事訴訟法典改正(1999年)

◆倒産法制改革 倒産法改正による会社更生手続導入, 破産裁判所設置。

関連法令——破産法改正(1999年, 2000年), 破産裁判所設置・破産事件手続法

◆裁判へのアクセス ①法律扶助, ②消費者団体の訴権, 検察, 消費者保護委員会による代理訴訟。

関連法令——消費者保護法(1979年), 取引競争法(1999年)

(筆者作成)

表2 タイの憲法裁判所の権限

対象, 違憲判断の効果等	付託権者
262条: 法律案または憲法関連法律案が「憲法に違反しもしくは抵触」または「憲法の規定に従って正しく制定されなかった」か否かの審査 (抽象的審査) → 全部 (本質的部分が違憲の場合) または一部の無効。	(1) 各院議長 (国会議員: ①通常法律案: 両院現有議員総数の10分の1以上②憲法関連法案: 20人以上) (2) 首相 (10件)
263条: 各院で承認され、かつ官報で公布されていない下院, 上院または国会の議事規則案の審査。	262条準用
264条: 裁判所が審理している事件につき適用されるべき法律の違憲性審査。違憲の場合, すべての事件に適用。	裁判所 (訴訟当事者の抗弁又は職権) (55件)
198条: 法令, 規則または公務員等の行為に関する合憲性の問題。	国会オンブズマン (4件)
219条: 国会が承認する前の緊急勅令が218条①の要件 (国の安全, 公共の安全, 経済的安定, 公共の危険の防止) を満たすか否か。満たさない場合→無効	各院議長 (国会議員: 各院の現有議員総数の5分の1以上) (1件)
177条②: 保留すべき法律案等の原則と同一または類似の原則を有する法律案であるか否かの審査	各院議長
180条⑦: 歳出予算法律案等の審議において予算執行に議員等を直接・間接に関与させる動議等の禁止。	下院議員または上院議員 (各院の現有議員総数の10分の1以上)
266条: 憲法上の諸機関の権限職務に関する問題	憲法上の機関 (27件)
63条: 人または政党による「国王を元首とする民主政の転覆」または「憲法に定める手続によらない統治権の掌握」のための権利自由の行使→当該行為の無効	かかる行為を知った私人
96条: (資格要件の喪失, 欠格事項への該当, 禁止行為, 罷免等を理由とする) 国会議員の地位の終了	各院議長 (国会議員: 各院の現有議員総数の10分の1以上) (1件)
216条: 大臣たる地位の終了 (96条準用)	同上 (2件)
142条: (資格要件の喪失, 欠格事項への該当, 兼業禁止への該当を理由とする) 選挙委員たる地位の終了	国会議長 (議員: 両院現有議員総数の10分の1以上)
295条: 資産公開について, 故意の未提出または虚偽申告, 隠蔽など違反行為の有無の審査。違反の認定→罷免及び5年間の公職就任禁止。	国家汚職防止取締委員会 (19件)
47条③: 政党の決議・規則が「憲法に定める下院議員の地位および職務遂行に反すること」または「国王を元首とする民主政の基本原則に違反または抵触」→無効	所属下院議員, 党員
118条(8): 所属下院議員を除名する政党の決議が47条③に該当するか否か。→他の政党への移籍が可能	当該下院議員 (2件)
政党法: 政党解散命令等	政党登記官 (46件)

(筆者作成)

() 内は2002年末までの裁定の件数

表3 最高行政裁判所における事件数の推移
(2002年末現在)

	新規引受				既済	未済
	直接	上訴	行政 委	合計		
2001	25	17	342	384	140	244
2002	27	90	690	807	502	277
合計	52	107	1,032	1,191	642	521

出所：タイ行政裁判所 <http://www.admncourt.go.th/>

(アクセス日：2003年2月14日)

最高行政裁判所は2001年3月9日開設

「行政委」は、行政機関である不服申立裁定委員会の裁定に
対する異議

表4 第一審行政裁判所における事件数の推移（2002年末現在）

<第一審行政裁判所>	2001				2002		
	新規	移送	既済	未済	新規	既済	未済
中央行政裁判所 [68] (2001年3月9日～)	3,157	1,407	1,873	2,691	2,405	2,270	2,826
ソクラー地方行政裁判所 [7] (2001年8月31日～)	247	—	36	211	496	350	357
チェンマイ地方行政裁判所 [7] (2001年7月30日～)	211	—	59	152	322	212	262
ナコンラーチャシーマ地方行政裁判所 [7] (2001年10月3日～)	289	—	28	261	576	295	542
コーンケン地方行政裁判所 [6] (2002年4月30日～)	—	—	—	—	389	190	199
ピサヌローク地方行政裁判所 [7] (2002年10月1日～)	—	—	—	—	68	10	58
合計	3,904	1,407	1,996	3,315	4,256	3,327	4,244

出所：表1に同じ。

注：「移送」は、行政裁判所設置に伴い不服申立審査委員会から移送された事件。

[] 内は裁判官数(所長等を含む)。この表に含まれないが、ラヨーンとナコンシータマラートに地方行政裁判所が2003年に新設された。